

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

— 目 次 —

条 例

- あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例（第55号）…………… 2
- 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例（第56号）…………… 7
- 秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（第57号）…………… 8
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（第58号）… 9
- 秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第59号）……… 10

規 則

- 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則（第26号）…………… 10
- 秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（第27号）…………… 10
- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第28号）…………… 11

訓 令

- 秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令（第 6 号）…………… 11

告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者の廃止について（第251号）…………… 11
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について（第252号）…………… 11
- 差押解除通知書等の公示送達について（第253号）…………… 12
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第254号）…………… 12
- 令和 3 年度第 1 期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第255号）…………… 12
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の指定および廃止について（第256号）…………… 12
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定および廃止について（第257号）…………… 12
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について（第258号）…………… 13
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第259号）…………… 13
- 令和 3 年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第260号）…………… 13

- 身体障害者福祉法による医師の指定辞退について（第261号）…………… 13
- 平成30年度、令和元年度、令和 2 年度および令和 3 年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第262号）…………… 13
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第263号）…………… 13
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第264号）…………… 14
- 指定代理納付者の指定について（第265号）…………… 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について（第266号）…………… 14
- 道路の区域変更および供用開始について（第267号）…………… 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第268号）…………… 14
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第269号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第270号）…………… 15
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第271号）…………… 15
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第272号）…………… 15

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第14号）…………… 16

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の 1 および 3 分の 1 の数について（第41号）…………… 16

農 委 告 示

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第 9 号）…………… 16
- 秋田市の下限面積について（第10号）…………… 16

公 告

- 市有地の売払いについて…………… 16
- 都市計画の変更に関する図書の写しの送付について…………… 17
- 許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 17
- 予防接種法による定期予防接種について…………… 17
- 違法放置物件の保管について…………… 18
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 18
- 公の施設の指定管理者の公募について…………… 18

教 委 公 告

- 令和 4 年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒の募

- 集について……………19
- 令和4年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒の募集について……………20

選 管 公 告

- 検察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行う場所および日時について……………21

上下水道局公告

- 受益者負担金の賦課対象区域について……………21

条 例

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

別表第2 設備の利用料金（第3条、第5条関係）

1 ホール

秋田市条例第55号

あきた芸術劇場条例の一部を改正する条例
あきた芸術劇場条例（令和元年秋田市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「施設の」を削り、同条第3項中「および別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

第5条第2項第1号中「および別表第2」を「から別表第3まで」に改める。

別表第1中「利用料金（）」を「施設の利用料金（）」に改め、同表の1の(1)のアの表の備考の1中「別表第2」を「別表第3」に改め、別表第1の2の表の備考に次のように加える。

- 6 利用の許可を受けた施設において別表第2に定める設備を利用する者から、この表の規定による利用料金のほかに、当該設備に係る別表第2の規定による利用料金を収受するものとする。この場合において、同表の1の表の備考の2、2の表の備考の2および備考の3ならびに3の表の備考の2の規定は、適用しない。

別表第2を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

| 区分 | | | 利用料金の限度額（1時間につき） | | |
|------|------|-----------------------|------------------|----------------|--------------|
| | | | 利用の単位 | 金額 (円) | |
| 大ホール | 舞台設備 | 音響反射板 | 一式 | 1,100 (467) | |
| | | オーケストラピット | 1基 | 1,100 (467) | |
| | | 所作台（花道用所作台および開帳場を含む。） | 一式 | 1,600 (680) | |
| | | 舞台幕 | 1枚 | 240 (102) | |
| | | バレエ用シート | 一式 | 300 (127) | |
| | 照明設備 | ボーダーライト | 1列 | 390 (165) | |
| | | アッパーホリゾントライト | 1列 | 370 (157) | |
| | | ローアホリゾントライト | 1列 | 370 (157) | |
| | | クセノンピンスポットライト | 1台 | 550 (233) | |
| | 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 1,300 (552) | |
| | | 効果系拡声装置 | 一式 | 460 (195) | |
| | | 三点つりマイク装置 | 一式 | 260 (110) | |
| | 中ホール | 舞台設備 | 舞台せり上げ装置 | 1基 | 390 (165) |
| | | | 移動式音響反射板 | 1台 | 40 (17) |

| | | | | |
|-------------|------|-----------------------|----|----------------|
| | | 所作台（花道用所作台および開帳場を含む。） | 一式 | 1,270 (539) |
| | | 舞台幕 | 1枚 | 150 (63) |
| | | バレエ用シート | 一式 | 200 (85) |
| | 照明設備 | ボーダーライト | 1列 | 330 (140) |
| | | アッパー Horizont ライト | 1列 | 300 (127) |
| | | ローア Horizont ライト | 1列 | 300 (127) |
| | | クセノンピンスポットライト | 1台 | 420 (178) |
| | 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 780 (331) |
| | | 効果系拡声装置 | 一式 | 370 (157) |
| 小ホールA | 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 260 (110) |
| 小ホールB | 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 320 (136) |
| 大ホール・中ホール共通 | 舞台設備 | と鳥屋囲 | 1組 | 360 (153) |
| | | 仮設花道 | 1組 | 150 (63) |
| | | 松羽目 | 1枚 | 370 (157) |
| | | 金びょうぶ・銀びょうぶ・鳥の子びょうぶ | 1双 | 370 (157) |
| | | 演台（花台および脇台を含む。） | 一式 | 240 (102) |
| | | 司会者用演台 | 1台 | 80 (34) |
| | | 平台 | 1台 | 30 (12) |
| | | 箱足 | 1個 | 10 (4) |
| | | 開き足 | 1脚 | 10 (4) |
| | | 高座用座布団 | 1枚 | 40 (17) |
| | | 長座布団 | 1枚 | 20 (8) |
| | | 毛せん | 1枚 | 30 (12) |
| | | 上敷 | 1枚 | 20 (8) |

| | | | | |
|------------------|------|-------------------------|------------|----------------|
| | 照明設備 | 移動型調光卓 | 1台 | 670 (284) |
| | | ミラーボール | 1台 | 250 (106) |
| | | 星球 | 一式 | 200 (85) |
| | | 照明用効果器 | 1台 | 150 (63) |
| | | フットライト | 1台 | 100 (42) |
| | | ハロゲンスポットライトA | 1台 | 70 (29) |
| | | ハロゲンスポットライトB | 1台 | 60 (25) |
| | 音響設備 | 移動型音響調整卓 | 1台 | 880 (374) |
| | | 移動型拡声装置A | 一式 | 870 (369) |
| | | 移動型拡声装置B | 一式 | 480 (204) |
| | | ソリッドステート・コンパクトディスクレコーダー | 1台 | 70 (29) |
| | | カセットテープレコーダー | 1台 | 40 (17) |
| | | コンパクトディスクプレーヤー | 1台 | 40 (17) |
| | 映像設備 | プロジェクター | 1台 | 1,900 (807) |
| ブルーレイディスクプレーヤー | | 1台 | 40 (17) | |
| 小ホール共通 | 舞台設備 | 舞台幕 | 1枚 | 100 (42) |
| | | ポータブルステージ | 1台 | 40 (17) |
| | | 仮設ステージ | 1台 | 30 (12) |
| | 音響設備 | 移動型拡声装置 | 1組 | 120 (51) |
| | 映像設備 | プロジェクター | 1台 | 700 (297) |
| 大ホール・中ホール・小ホール共通 | 舞台設備 | 演台 | 1台 | 100 (42) |
| | | 指揮台 | 1台 | 80 (34) |
| | | 指揮者用譜面台 | 1台 | 80 (34) |
| | | 演奏者用いす | 1脚 | 20 (8) |

| | | | |
|----------|----------------------|----------|----------------|
| | 譜面台 | 1台 | 20 (8) |
| 照明設備 | フォロースポットライト | 1台 | 130 (55) |
| | L E DスポットライトA | 1台 | 100 (42) |
| | L E DスポットライトB | 1台 | 80 (34) |
| | ライト用スタンド | 1台 | 40 (17) |
| 音響設備 | 移動型跳ね返りスピーカー | 1台 | 60 (25) |
| | コンデンサーマイクA | 1本 | 110 (46) |
| | コンデンサーマイクB | 1本 | 70 (29) |
| | コンデンサーマイクC | 1本 | 60 (25) |
| | コンデンサーマイクD | 1本 | 30 (12) |
| | ワイヤレスマイク | 1本 | 60 (25) |
| | ダイナミックマイクA | 1本 | 30 (12) |
| | ダイナミックマイクB | 1本 | 10 (4) |
| | 卓上型マイク（マイク用スタンドを含む。） | 一式 | 20 (8) |
| | マイク用スタンド | 1本 | 10 (4) |
| | バウンダリーマイク | 1台 | 30 (12) |
| | ダイレクトボックス | 1個 | 20 (8) |
| | 楽器 | グランドピアノA | 1台 |
| グランドピアノB | | 1台 | 2,000 (850) |
| グランドピアノC | | 1台 | 800 (340) |
| その他 | 展示パネルA | 1枚 | 30 (12) |
| | 展示パネルB | 1枚 | 10 (4) |
| | 展示台A | 1台 | 20 (8) |
| | 展示台B | 1台 | 10 (4) |

| | | | |
|--|--------------|--------------------------|------------|
| | 持込み器具に係る電力設備 | 持込み器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき | 60 (25) |
|--|--------------|--------------------------|------------|

備考

- この表の利用料金の限度額（1時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る別表第1の1の(1)のア又はイの規定による利用時間と同一の時間とする。

2 研修室、創作室および楽屋

| 区分 | | | 利用料金の限度額（1時間につき） | |
|------------------|------|-------------------|--------------------------|------------------|
| | | | 利用の単位 | 金額 (円) |
| 大ホール楽屋C | 楽器 | グランドピアノ | 1台 | 700 (297) |
| 研修室・創作室 共通 | 音響設備 | 簡易拡声装置（マイク2本を含む。） | 一式 | 100 (42) |
| | | 映像設備 | プロジェクター（スクリーンを含む。） | 一式 70 (29) |
| | その他 | 展示パネルA | 1枚 | 30 (12) |
| | | 展示パネルB | 1枚 | 10 (4) |
| | | 展示台A | 1台 | 20 (8) |
| 展示台B | 1台 | 10 (4) | | |
| 研修室・創作室・ 楽屋共通 | その他 | 持込み器具に係る電力設備 | 持込み器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき | 60 (25) |

備考

- この表の利用料金の限度額（1時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る別表第1の1の(2)の規定による利用時間と同一の時間とする。
- この表の規定にかかわらず、大ホールを利用する者（別表第1の1の(1)のアに係る者に限る。）が併せて大ホール楽屋Cを利用するときは、大ホール楽屋Cのグランドピアノに係る利用料金は、収受しない。

3 練習室

| 区分 | | | 利用料金の限度額（1時間につき） | |
|------------------|------|-----------|------------------|--------------|
| | | | 利用の単位 | 金額 (円) |
| 練習室H | 楽器 | アップライトピアノ | 1台 | 700 (297) |
| 練習室A・B共 通 | 楽器 | アップライトピアノ | 1台 | 300 (127) |
| 練習室C・F・ G・H共通 | 楽器 | ドラムセット | 一式 | 180 (76) |
| 練習室共通 | 舞台設備 | 譜面台 | 1台 | 10 (4) |
| | 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 180 (76) |

| | | | |
|-----|--------------|--------------------------|-------------|
| | ベースアンプ | 一式 | 150 (63) |
| | ギターアンプA | 一式 | 110 (46) |
| | ギターアンプB | 一式 | 70 (29) |
| | キーボードアンプ | 一式 | 40 (17) |
| | ダイナミックマイク | 1本 | 10 (4) |
| | マイク用スタンド | 1本 | 10 (4) |
| 楽器 | デジタルピアノ | 1台 | 150 (63) |
| その他 | 持込み器具に係る電力設備 | 持込み器具の定格消費電力の合計1キロワットにつき | 60 (25) |

備考

- この表の利用料金の限度額（1時間につき）の欄に定める上段の利用料金の額は利用料金の額の総額とし、下段の括弧内の利用料金の額は市条例利用料金基準額とする。
- 設備の利用時間は、当該設備に係る施設の利用に係る別表第1の1の(3)の規定による利用時間と同一の時間とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市政行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第56号

秋田市政行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市政行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成20年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第9条第1項」を「第13条第1項」に改める。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第9号中「申請等」の次に「、処分通知等」を加え、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たたる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「より、」を「より、規則で定める」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して行わせる」を「以下同じ。）を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」

を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「氏名」を「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第7条を第10条とする。

第6条中「市の機関等が」を削り、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、「申請等」の次に「および処分通知等」を加え、同条を第9条とする。

第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を

「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しないものとして行うことができる。

第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定

に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(以下「新条例」という。)第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第4条又は第5条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第57号

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例(平成19年秋田市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「起算して5年内」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間である場合における改正後の秋田市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例第2条第1項の規定の適用については、なお従前の例による。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第58号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第58号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「および第4項第1号」を加える。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合は、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る

電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項の規定による記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、および「書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第59号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例
 秋田市立学校設置条例（昭和39年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立上新城小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

規 則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（昭和36年秋田市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の表第1号および第6号イならびに別表第2の4の表第1号および第6号中「基本報酬が月額により定められている」を削る。

附 則

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

秋田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成20年秋田市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第10条」に改める。

第3条の見出しを「（申請等および処分通知等の公表）」に改め、同条中「市長等に対して行う申請等」を「行うことができる申請等および処分通知等」に、「その申請等」を「それら」に改める。

第7条を第15条とする。

第6条第1項中「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の」を「電磁的記録により」に、「書面等に記載すべき」を「作成等を書面等により行うときに記載すべきこととされている」に改め、同条第2項中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の2条を加える。

（適用除外）

第13条 条例第7条第1号に規定する規則で定める手続等は、次に掲げる手続等とする。

- (1) 申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があると市長等が認める手続等

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める手続等
- (3) 処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要がある手続等
- (4) 処分通知等に係る書面等を携帯し、又は提示する必要がある手続等
- (5) 前各号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが適当でないと市長等が認める手続等（添付書面等の省略）

第14条 条例第8条の規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げる書面等とし、条例第8条の規則で定める措置は、当該書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる措置（市長等に対して行うものに限る。）とする。

第5条中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、「書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る」を削り、「書類の」を「書類により」に改め、同条を第11条とする。

第4条第1項中「使用して」を「使用する方法により」に改め、同条第4項中「事項」の次に「（記載されている事項を含む。次項において同じ。）」を加え、「送信し、および市長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければ」を「入力しなければ」に改め、同条第5項中「第1項」の次に「および前項」を加え、「申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出された」を「当該書面等のうち1通に記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一の内容の書面等に記載すべき事項が入力された」に改め、同条を第5条とし、同条の次に次の5条を加える。

（情報通信の技術による手数料の納付）

第6条 条例第3条第5項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合）

第7条 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると市長等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると市長等が認める場合（処分通知等に係る電子情報処理組織）

第8条 条例第4条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第9条 市長等は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 条例第4条第1項ただし書の規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 前条の電子情報処理組織を使用して行う識別番号および暗証番号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の市長の定めるところにより行う届出

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める方式

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第10条 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると市長等が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものと市長等が認める場合

第3条の次に次の1条を加える。

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める電子情報処理組織は、市長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって当該市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信することができる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同じ」を「この条において同じ」に改める。

第4条第1号中「次のア又はイに掲げる」を「特定被監護者等のうち2番目の年長者である」に改め、同号アおよびイを削り、同条第2号を次のように改める。

(2) 特定被監護者等（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である3号認定子ども 零

附 則
(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、令和3年10月分の利用者負担額の額から適用し、同年9月分までの利用者負担額の額については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第6号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第11条人事課長専決事項の項第8号中「（会計年度任用職員の給与および報酬（基本報酬が日額又は時間額により定められている会計年度任用職員の報酬を除く。）を含む。）」および「基本報酬が月額により定められている」を削る。

別表第2の4の表第1号および第6号イ中「基本報酬が月額により定められている」を削る。

附 則
この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第78条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条および第78条の11の規定により告示する。

令和3年9月1日

秋田市長 穂 積 志

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止の年月日 | サービスの種類 |
|------------------|-----------------------|-----------------------|-----------|-----------|
| 株式会社ブライムケアマネジメント | デイサービスきたえるむ秋田山王 | 秋田市山王六丁目2番16号アバンテ山王1階 | 令和3年8月31日 | 通所介護 |
| 社会福祉法人いずみ会 | ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター | 秋田市泉菅野二丁目17番27号 | 令和3年8月31日 | 地域密着型通所介護 |

秋田市告示第252号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項および第115条の12第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和3年9月1日

秋田市長 穂 積 志

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定の年月日 | サービスの種類 |
|---------------|-------------|-------------------|----------|-------------------------------|
| 株式会社ビジュアルビジョン | けあビジョンホーム秋田 | 秋田市太平山谷字中山谷149番地7 | 令和3年9月1日 | 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護 |

秋田市告示第253号

次の差押解除通知書等は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部特別滞納整理課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月2日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
住所 秋田市牛島町
氏名 布川 新之丞
- 送達する書類
差押解除通知書 1通
参加差押解除通知書 1通

秋田市告示第254号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年9月2日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

| 指定番号 | 医療機関の名称 | 所在地 | 更新年月日 |
|------|------------|--------------|-----------|
| 144 | さくら薬局手形住吉店 | 秋田市手形住吉町2番3号 | 令和3年10月1日 |

秋田市告示第255号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月7日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
令和3年度第1期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第256号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の

円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

| 事業所名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|-------------|-------------------|----------|
| けあビジョンホーム秋田 | 秋田市太平山谷字中山谷149番地7 | 令和3年9月1日 |
| すばる薬局 | 秋田市土崎港中央六丁目2番1号 | 令和3年8月2日 |

2 廃止

| 事業所名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|-----------------------|------------------------|-----------|
| ウェルビューいずみ共生デイサービスセンター | 秋田市泉菅野二丁目17番27号 | 令和3年8月31日 |
| デイサービスきたえるーむ秋田山王 | 秋田市山王六丁目2番16号 アバンテ山王1階 | 令和3年8月31日 |
| 在宅サービスステーションライフサービス秋田 | 秋田市八橋本町四丁目10番15号 | 令和3年8月4日 |
| すばる薬局 | 秋田市土崎港中央六丁目2番1号 | 令和3年8月1日 |

秋田市告示第257号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

| 事業所名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|------------|------------------|----------|
| すばる薬局 | 秋田市土崎港中央六丁目2番1号 | 令和3年8月2日 |
| イオン薬局御所野店 | 秋田市御所野地藏田一丁目1番1号 | 令和3年9月1日 |
| イオン薬局秋田中央店 | 秋田市榎山川口境5番11号 | 令和3年9月1日 |
| イオン薬局土崎港店 | 秋田市土崎港南二丁目3番41号 | 令和3年9月1日 |

2 廃止

| 事業所名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------------|-----------|
| すばる薬局 | 秋田市土崎港中央六丁目2番1号 | 令和3年8月1日 |
| イオン薬局御所野店 | 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号 | 令和3年8月31日 |
| イオン薬局秋田中央店 | 秋田市檜山川川口境5番11号 | 令和3年8月31日 |
| イオン薬局土崎港店 | 秋田市土崎港南二丁目3番41号 | 令和3年8月31日 |

秋田市告示第258号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年9月10日

秋田市長 穂 積 志

| 氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指定年月日 |
|-------|-------------------------|--------------------------------|----------|
| 本田 健太 | げんき堂整骨院 ／鍼灸院イオンモール秋田 | 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号 イオンモール秋田1F | 令和3年9月1日 |
| 丸山 幸祐 | げんき堂整骨院 ／鍼灸院イオンモール秋田 | 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号 イオンモール秋田1F | 令和3年9月1日 |

秋田市告示第259号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第260号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月13日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 送達すべき書類の名称
令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第261号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年9月13日

秋田市長 穂 積 志

| 医師氏名 | 医療機関名 | 辞退する障害分野 | 辞退年月日および理由 |
|-------|-----------------|--|---------------------|
| 遠藤 拓朗 | 秋田県立循環器・脳脊髄センター | 視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声、言語機能障害 肢体不自由 | 令和3年9月1日 県外勤務のため |

秋田市告示第262号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年9月14日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成30年度、令和元年度、令和2年度および令和3年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第263号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和3年9月15日

秋田市長 穂 積 志

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指定の年月日 | サービスの種類 |
|---------------|------------------|----------------|-----------|---------------|
| セントシェアハウス株式会社 | みんなのまち訪問看護ステーション | 秋田市新屋比内町22番22号 | 令和3年9月15日 | 訪問看護、介護予防訪問看護 |

秋田市告示第264号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年9月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
(1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
(2) 撤去し、保管した年月日
令和3年8月2日から同月31日まで
(3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所
(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和3年9月16日から令和4年3月16日まで
2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第265号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定代理納付者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年9月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定代理納付者の名称および所在地
(1) 株式会社秋田国際カード
秋田市大町一丁目3番8号
(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田市大町二丁目4番44号
(3) 三井住友カード株式会社
東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル
(4) 株式会社ジェーシービー

東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー

- 2 指定代理納付者に納付させる歳入別紙（省略）のとおり
3 指定代理納付者を指定した年月日
令和3年9月17日

秋田市告示第266号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年9月22日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

Table with 5 columns: 指定番号, 医療機関の名称, 所在地, 開設者名, 廃止年月日. Row 1: 178, 佐野薬局 桜店, 秋田市桜一丁目1番6号, 株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野元彦, 令和3年9月30日

秋田市告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和3年9月24日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

Table with 6 columns: 整理番号, 旧新, 路線名, 起点終点, 総延長(メートル), 幅員(メートル). Rows for 50879 showing old and new route details.

- 2 区域変更および供用開始の期日
令和3年9月24日
3 縦覧期間
令和3年9月24日から同年10月13日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第268号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、

で、同法第69条の規定により告示する。

令和3年9月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

| 指定番号 | 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 更新年月日 |
|------|---------------|------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 4 | 訪問看護ステーションすみれ | 秋田市保戸野千代田町13番41号 アイリフォームビル2B | 株式会社メディカルリーフ 代表取締役 金谷 郁子 | 令和3年11月1日 |

秋田市告示第269号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年9月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

| 指定番号 | 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 更新年月日 |
|------|---------------|----------------|-------------------------|-----------|
| 39 | おのば腎泌尿器科クリニック | 秋田市仁井田字中新田80番地 | 医療法人滋秋会 理事長 佐藤 良延 | 令和3年10月1日 |

秋田市告示第270号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年9月28日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

| 指定番号 | 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 指定年月日 |
|------|------------|-------------|-------|-----------|
| 250 | カウンセ薬局さくら店 | 秋田市桜一丁目1番6号 | 吉富 典子 | 令和3年10月1日 |

秋田市告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：腎臓に関する医療

| 指定番号 | 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 更新年月日 |
|------|-----------|----------------|-------|-----------|
| 40 | 飯島透析クリニック | 秋田市飯島字薬師田360番地 | 工藤 茂高 | 令和3年10月1日 |

秋田市告示第272号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年9月29日

秋田市長 穂 積 志

| 医師氏名 | 医療機関名 | 診療科名 | 担当する障害分野 |
|---------|-----------------|---------------------|--|
| 小 泉 あ い | 医療法人小泉病院 | 内科 消化器内科 肝臓内科 | 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 |
| 加 賀 一 | 秋田大学医学部 附属病院 | 内科 | じん臓機能障害 呼吸器機能障害 （追加） |
| 三 瓶 結 | 秋田大学医学部 附属病院 | 神経内科 内科 | 肢体不自由 音声、言語機能障害 そしゃく機能障害 （追加） 呼吸器機能障害 （追加） |
| 渡 部 亮 | 秋田大学医学部 附属病院 | 小児外科 | そしゃく機能障害 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 |
| 宮 部 結 | 秋田大学医学部 附属病院 | 耳鼻いんこう科 | 聴覚障害 平衡機能障害 （追加） 音声、言語機能障害 （追加） そしゃく機能障害 （追加） |
| 提 箸 隆一郎 | 秋田大学医学部 附属病院 | 泌尿器科 | じん臓機能障害 |

| | | | |
|---------|-----------------|-----------|---|
| 長 沼 雄二郎 | 秋田赤十字病院 | 循環器内科 | 心臓機能障害 |
| 松 田 大 輔 | 社会医療法人明和会中通総合病院 | 糖尿病・内分泌内科 | じん臓機能障害 |
| 須 藤 和 久 | 医療法人惇慧会外旭川病院 | 内科 | 肢体不自由(追加) 呼吸器機能障害 |
| 横 山 直 弘 | 秋田往診クリニック | 内科 外科 | 肢体不自由(追加) 心臓機能障害(追加) じん臓機能障害(追加) 呼吸器機能障害(追加) ぼうこう又は直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 |

教 委 告 示

秋田市教委告示第14号

令和3年9月24日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年9月21日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

教育委員会事務の点検・評価に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項および第86条第4項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定により告示する。

令和3年9月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 50分の1の数 5,247人

2 3分の1の数 87,448人

農 委 告 示

秋田市農委告示第9号

令和3年9月17日午後2時秋田市役所職員研修棟第1・2研修室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年9月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和3年度第6号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 令和4年度秋田市農業施策等に対する要望に関する件
- 6 下限面積の別段面積の設定に関する件

秋田市農委告示第10号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号および農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条第2項の規定に基づき、秋田市における農地等の権利取得等に関して、秋田市農業委員会が定める下限面積の別段面積を次のとおり定めたので、同号の規定により告示する。

令和3年9月17日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

- 1 空き家付随した農地等の権利取得等に関しては、下限面積を0.01アール（1平方メートル）とし、その範囲は秋田市全域とする。ただし、秋田市農業委員会が指定した農地に限る。
- 2 この下限面積は、令和3年9月17日から施行する。

公 告

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年9月1日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

| | 所在地 | 地目 | 面積 | 最低入札価格 |
|---|------------------|----|-----------|-------------|
| 1 | 秋田市新屋天秤野68番10 | 宅地 | 188.07㎡ | 5,304,000円 |
| 2 | 秋田市飯島道東一丁目115番50 | 宅地 | 249.85㎡ | 6,172,000円 |
| 3 | 秋田市河辺三内字野崎35番24 | 宅地 | 433.48㎡ | 2,848,000円 |
| 4 | 秋田市桜ガ丘三丁目107番1 | 宅地 | 1,024.18㎡ | 15,670,000円 |

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由なく契約を履行しなかった者
- 3 入札の場所および日時
 - (1) 場所
 - 秋田市山王一丁目1番1号
 - 秋田市役所5階 会議室5-A
 - (2) 入札
 - 令和3年10月8日（金）午前10時
 - （入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
 - (3) 開札
 - 入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
 - 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
 - (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
 - (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
 - 落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。
- 8 契約保証金
 - (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
 - (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 9 売払代金
 - 契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 10 売払物件の説明日時および場所
 - (1) 秋田市新屋天秤野68番10
 - ア 日時
 - 令和3年9月22日（水）午前9時30分から
 - イ 集合場所
 - 現地

- (2) 秋田市飯島道東一丁目115番50
 - ア 日時
 - 令和3年9月22日（水）午前11時から
 - イ 集合場所
 - 現地
- (3) 秋田市河辺三内字野崎35番24
 - ア 日時
 - 令和3年9月22日（水）午後2時から
 - イ 集合場所
 - 現地
- (4) 秋田市桜ガ丘三丁目107番1
 - ア 日時
 - 令和3年9月22日（水）午後3時30分から
 - イ 集合場所
 - 現地

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年9月3日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
 - 秋田都市計画道路 3・4・31号 明田外旭川線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - 秋田市手形山崎町の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
 - 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年7月26日付け秋田市指令第4704号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年9月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 秋田市仁井田字大野281番1
 - 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
 - 秋田市新屋日吉町5番16号 アドレ203
- 菅 原 嵩

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年9月14日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類別表（省略）のとおり

秋田市公告

道路法（昭和27年法律第180号）第44条の2の規定に基づき、下記のとおり違法放置物件を保管したため、次のとおり公告する。

令和3年9月16日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称、形状および数量
カーブミラー 丸形（直径300mm） 2面
- 2 放置されていた場所
秋田市土崎港東二丁目11番40号地先 市道 土崎環状線
- 3 除却した日および保管を始めた日
令和3年9月15日
- 4 保管の場所
秋田市寺内字蛭根85番14号（秋田市道路維持課車庫）
- 5 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市建設部建設総務課 電話 888-5747

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第6号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第2条第1項の規定に基づき、秋田市が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり公募するので、同条例第2条第3項の規定により公告する。

令和3年9月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公の施設の概要
 - (1) 名称
秋田市老人福祉センター
 - (2) 所在地
秋田市八橋南一丁目8番2号
 - (3) 設置目的
老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。
 - (4) 規模等
鉄筋コンクリート造3階建 延床面積2,548.80㎡
 - (5) 主な施設設備
事務室、機能回復訓練室、浴室・脱衣室、和室、図書コーナー、会議室等

2 指定管理者が行う管理の業務

- (1) 秋田市老人福祉センター条例（平成3年秋田市条例第11号）第3条各号に掲げる次の事業実施に関する業務
 - ア 生活相談および健康相談に関すること。
 - イ 生業および就労の指導に関すること。
 - ウ 機能回復訓練の実施に関すること。
 - エ 教養講座等の実施に関すること。
 - オ 老人クラブその他の福祉関係団体の援助等に関すること。
 - カ その他老人の福祉を増進するため必要と認める事業に関すること。
- (2) センターの使用の許可に関する業務
- (3) センターの使用の制限および停止ならびに使用の許可の取消しに関する業務
- (4) センターの施設、附属設備等の維持管理に関する業務
- (5) その他市長がセンターの管理運営上必要と認める業務

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（予定）

4 申請に必要な資格等

- (1) 有資格条件
秋田市内に本部又は支部等を有し、市内で社会福祉施設を運営している社会福祉法人であること。
- (2) 欠格事項
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当する法人で、その事実があった後2年を経過していない者（同項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過していない者を代理人、支配人その他の使用人として使用する法人を含む。）
 - イ 秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第3条第2項の規定により市の公の施設に係る指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない法人
 - ウ 申請の日において現に市の指名停止措置を受けている法人
 - エ 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている法人
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はそれらと密接な関係を有する法人
 - カ 市税に滞納がある法人

5 募集要項等の交付

募集要項等は、秋田市ホームページからの入手を原則とする。
(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1017051.html>)

また、希望者には、7(2)に掲げる場所で直接交付するが、その場合は、秋田市の休日を定める条例（平成元年秋田市条例第32号）第1条第1項に規定する休日を除き、令和3年9月28日（火）から同年10月26日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで交付する。

6 説明会

- (1) 日時および場所
募集要項に記載する日時および場所
- (2) その他
説明会に参加希望の法人は、事前に9(4)に連絡すること。

7 申請の手続

- (1) 提出期限

令和3年10月26日(火)午後5時15分

教育長 佐藤 孝 哉

- (2) 提出場所
郵便番号010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課(電話018-888-5657)
- (3) 提出方法
指定管理者の指定を受けようとする法人は、申請書に次に掲げる書類を添えて、上記(2)の提出場所へ持参又は郵送すること。
ア 指定管理者指定申請書(様式第1号)
イ 公の施設の管理に関する事業計画書(別紙1(省略))
ウ 公の施設の管理に関する収支予算書(令和3年度分)(任意様式)
エ 定款、規約又はこれらに類する書類(任意様式)
オ 登記事項証明書(申請書を提出した日から3か月以内に発行されたもの。写し可)(当該証明書)
カ 財務の状況を示す書類(直近の会計年度のもの)(任意様式)
キ 誓約書(別紙2(省略))
ク 市税に係る完納証明書(直近のもの)(当該証明書)
ケ その他市長が必要と認める書類
※従業員の配置および勤務体制の分かるもの(別紙3(省略)。他は任意様式)
- (4) 提出部数
正本1部および副本10部を提出すること(副本は複写で可)。
- 8 選定の方法および基準
 - (1) 福祉保健部指定管理者選定委員会において、申請書類の審査およびヒアリングを実施の上、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める法人を指定管理者の候補者として選定する。
ア 市民の平等な利用が確保されること。
イ 公の施設の設置の目的が効果的に達成されること。
ウ 効率的な管理が行われること。
エ 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。
オ その他公の施設の設置の目的又は性質に応じ、必要と認めて定める基準
 - (2) 選定は令和3年11月に行い、その開催日時および選定結果については、書面により通知する。
- 9 その他
 - (1) 指定管理者の候補者を、市議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
 - (2) 管理に係る経費に充てるため、年度ごとに予算の範囲内で委託料を支払う。
 - (3) 詳細は、募集要項による
 - (4) 問合せ先
秋田市福祉保健部福祉総務課(電話018-888-5657)

教 委 公 告

秋田市教委公告

令和4年度に秋田市立御所野学院高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立御所野学院高等学校学則(平成29年秋田市教委規則第4号)第8条第2項の規定により公告する。

令和3年9月28日

秋田市教育委員会

- 1 選抜の種類
連携型中高一貫入学者選抜、前期選抜および一般選抜を設定する。
設定した選抜すべてを行い、一般選抜において欠員が生じた場合は、2次募集を実施する。
- 2 入学願書の提出期間および提出先
 - (1) 提出期間
 - ア 連携型中高一貫入学者選抜
令和4年1月14日(金)から同月18日(火)正午まで
 - イ 前期選抜
令和4年1月14日(金)から同月18日(火)正午まで
 - ウ 一般選抜
令和4年2月10日(木)から同月15日(火)正午まで
 - ※ 2次募集
令和4年3月18日(金)から同月19日(土)午前11時まで
 - (2) 提出先
秋田市立御所野学院高等学校長
- 3 入学検定料
2,200円
- 4 入学志願者検査日
 - (1) 連携型中高一貫入学者選抜
令和4年1月27日(木) 作文および面接
面接
作文終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。
 - (2) 前期選抜
令和4年1月27日(木) 学力検査および面接
ア 実施教科
3教科(国語、数学および英語)
イ 面接
学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。
 - (3) 一般選抜
令和4年3月8日(火) 学力検査および面接
ア 実施教科
5教科(国語、社会、数学、理科および英語)
イ 面接
学力検査終了後、秋田市立御所野学院高等学校において行う。
 - ※ 2次募集
令和4年3月23日(水) 作文および面接
- 5 出願資格
 - (1) 連携型中高一貫入学者選抜
御所野学院中学校を令和4年3月に卒業する見込みの者で、「令和4年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」で定める「出願資格」を満たしているもの
 - (2) 前期選抜
次のアおよびイを満たしている者
ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者(中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。)
イ 次の(ア)又は(イ)を満たしている者

- (ア) 学力、人物に極めて優れており、国語、社会、数学、理科および英語の学習成績が優秀で大学進学等の進路目標に向けて入学後も意欲的に勉学に取り組む者
- (イ) 学力、人物に優れており、体育的又は文化的活動において顕著な実績、又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も中心的な存在として活躍できる者
- (3) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、連携型中高一貫入学者選抜および前期選抜で合格していないもの

 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）
 - イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (4) 2次募集

秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者
- 6 募集する学科名および募集定員
 - (1) 学科名

普通科
 - (2) 募集定員

80名
- 7 合格者の発表
 - (1) 連携型中高一貫入学者選抜

令和4年2月4日（金）午後4時
 - (2) 前期選抜

令和4年2月4日（金）午後4時
 - (3) 一般選抜

令和4年3月16日（水）午後4時
- ※ 2次募集

令和4年3月25日（金）午後2時
- 8 その他

入学者の選抜の実施に必要な細目事項は、「令和4年度秋田市立御所野学院高等学校連携型中高一貫入学者選抜実施要項」および「令和4年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

秋田市教委公告

令和4年度に秋田市立秋田商業高等学校に入学する生徒を次のとおり募集するので、秋田市立秋田商業高等学校学則（平成3年秋田市教委規則第8号）第8条第2項の規定により公告する。

令和3年9月28日

秋田市教育委員会
教育長 佐藤孝哉

- 1 選抜の種類

前期選抜および一般選抜を設定する。前期選抜と一般選抜の両方を行い、一般選抜において欠員が生じた場合は2次募集を実施する。
- 2 入学願書の提出期間および提出先
 - (1) 提出期間
 - ア 前期選抜

令和4年1月14日（金）から同月18日（火）正午まで
 - イ 一般選抜

令和4年2月10日（木）から同月15日（火）正午まで

- ※ 2次募集

令和4年3月18日（金）から同月19日（土）午前11時まで
- (2) 提出先

秋田市立秋田商業高等学校長
- 3 入学検定料

2,200円
- 4 入学志願者検査日
 - (1) 前期選抜

令和4年1月27日（木） 学力検査および面接

 - ア 実施教科

3教科（国語、数学および英語）
 - イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
 - (2) 一般選抜

令和4年3月8日（火） 学力検査および面接

 - ア 実施教科

5教科（国語、社会、数学、理科および英語）
 - イ 面接

学力検査終了後、秋田市立秋田商業高等学校において行う。
- ※ 2次募集

令和4年3月23日（水） 面接
- 5 出願資格
 - (1) 前期選抜

次のアおよびイを満たしている者

 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）
 - イ 次の(ア)～(ウ)の全ての条件を満たす者
 - (ア) 基本的な生活習慣が身に付いており、学習成績が良好である者
 - (イ) 商業の学びに興味・関心があり、自らを成長させようとする強い意志をもっている者
 - (ウ) 中学校在学中の部活動等において、県レベル以上の大会等での活動実績があるか又はそれと同等の優れた能力を有しており、入学後も学業との両立を図りながら、本校の部活動において中核的存在として活躍することを望んでいる者
 - (2) 一般選抜

次のア又はイに該当する者で、前期選抜で合格していないもの

 - ア 中学校又はこれに準ずる学校を令和4年3月に卒業する見込みの者又は卒業した者（中学校には中等教育学校前期課程および義務教育学校後期課程を含み、中学校に準ずる学校とは特別支援学校中等部等である。）
 - イ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者
- (3) 2次募集

秋田県公立高等学校の一般選抜を受検し、合格していない者
- 6 募集する学科名および募集定員
 - (1) 学科名

商業科

(2) 募集定員

240名

7 合格者の発表

(1) 前期選抜

令和4年2月4日(金)午後4時

(2) 一般選抜

令和4年3月16日(水)午後4時

※ 2次募集

令和4年3月25日(金)午後4時

8 その他

入学者の選抜の実施上必要な細目事項は、「令和4年度秋田県公立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによるものとする。

選 管 公 告

秋市選管公告

檢察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項および裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成16年法律第63号)第21条第1項の規定に基づき、檢察審査員候補者の予定者および裁判員候補者の予定者の選定を行うので、その場所および日時を次のとおり公告する。

令和3年9月7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

1 場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所6階

秋田市選挙管理委員会事務局

2 日時

令和3年9月16日(木) 午後1時30分

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和51年秋田市条例第19号)第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

令和3年9月13日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

賦課対象区域

手形字十七流(別添図面(省略))に表示された施工箇所に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの)

